

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 4 月 21 日現在

機関番号：12601

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2014～2015

課題番号：26884015

研究課題名(和文) 清代の賤業従事者と警察機能

研究課題名(英文) The low caste occupations and Police functions during the Qing period

研究代表者

村上 正和 (Murakami, Masakazu)

東京大学・人文社会系研究科・研究員

研究者番号：90736787

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は清代の北京の警察について、とくに現場の捕り手(番役・捕役。彼らは賤業従事者と位置づけられていた)であった人々と、彼らの社会的地位の分析を試みるものである。この目的を達成するために、清代の公文書史料を調査し、番役・捕役と、彼らが頼っていた非正規であり、また時に不正を働いてもいた私的協力者との関係性について分析した。それによって、清代における社会秩序形成の特質の一端を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research attempts to analyze the police functions in Beijing during the Qing period, in particular, the realities police constables who made actual criminal arrests(Fanyi and Buyi, were strictly designated as low caste occupations) and their position in the social hierarchy. For this purpose, I surveyed the Qing Archives and Documents, analyzed the relationships between Funyi, Buyi and their private collaborators, some of whom proved to be characters using unlawful and brutal tactics, and then pointed out feature of the social order during the Qing period.

研究分野：清代北京の都市社会史

キーワード：清代 北京 警察 身分制 番役 捕役 嘉慶年間

1. 研究開始当初の背景

清代においては、身分制度として良賤制がとられていた。これは、人を職業によって良と賤に分類し、法の上での差等を設ける制度である。ただし賤といってもその幅は広い。俳優や妓女といった芸能や性に関わる職業に従事する人々、永続的・隷屬的な使用人として主人に仕える奴僕、役所の現場で働く人々も賤に分類されていた。彼らは賤業に従事しているとはいっても、経済的に貧しかったわけではない。それどころか、成功した人気俳優は人々の注目を集めて富を獲得した。俳優といっても、政府によって編成された特殊戸籍である樂戸に所属する者、自分から進んで俳優となり、官僚や大地主などの富裕層の家に抱えられる者、商業的な舞台に立つことで大勢の人々から認知され、富を得る者など、その活動の仕方は様々であるし、賤觀念の濃度も違っている。奴僕と呼ばれる使用人も単に身の回りの世話をするだけではなく、主人の財産を運用して商売を行いもした。また「義僕」という言葉があるように、主人に忠実に仕える奴僕の使用人は小説でも鮮やかに描かれている。さらには、現場の捕り手であった番役や捕役などは国家統治の一端を担い、社会的に強い影響力を持つ場合さえあった。以上を踏まえて、賤業だからといって社会的に排斥される苦しい生活を送っていたと前提にするのではなく、むしろ社会秩序を形成する担い手として、また国家統治を実現していく担い手として、彼ら賤業従事者を捉えなおすべきではないかと着想した。

しかしながら先行研究を振り返ってみると、賤という身分感覚に着目して、良賤制の理解を深めた研究は発表されていたけれども、個別具体的な職業についての考察は十分に深められていなかった。現状では明清期の身分制度や賤業従事者に関する研究は十分に開拓されているとは言い難い状況にある。身分制度全体をつらぬく論理や人々の感覚、身分制度のなかで生きていた人々の活動の実態、この双方についての理解を深めていく必要がある。また良賤制の実態を、個別具体的な職業に即して分析することで、いままでとは違った角度から、清代中国社会の特質、さらには清朝による中国統治の特質を考察できるのではないかと考えた。以上が研究開始当初の背景である。

2. 研究の目的

良賤制といっても非常に幅が広く、賤に分類されていた全ての職業を網羅的に考察することは不可能である。そこで本研究では、清代の首都であった北京で、現場の捕り手をしてきた番役・捕役を取り上げて、その活動実態や身分的位置づけについて考察することとした。番役・捕役を選んだのは、特に社会秩序の形成と、国家統治の実現に密接に関わっている点を重視したためである。賤業と

して法的・社会的にマイナスの評価を受け、官吏登用試験である科擧の受験や任官が禁じられながら、番役・捕役の活動は社会の秩序維持にとって必要不可欠であった。しかしながら同時に、番役・捕役と犯罪者との結託や、彼らによる不正なども、清代を通して一般的に生じ、政治問題ともなっていた。こうした二面性は、まさに社会秩序の形成と身分制、そして社会における治安維持の実態とが、番役・捕役という存在の中に集約されているからこそ生じるものいえる。番役・捕役は、単なる賤業の一つではなく、清代社会と国家統治を理解するための重要な手がかりになると考えられる。

しかしながら、番役・捕役に関する先行研究は十分なものではない。そのため本研究は、以下のプロセスを実現していくことを目的として設定した。まず彼らの実態を明らかにする。その上で、番役・捕役の身分的位置づけと、その活動との関連性を問う。そして番役・捕役の活動から見えてくる清朝政府の統治のあり方について分析を加える。以上の研究成果を文章としてまとめて、最終的には、研究論文として発表する。

3. 研究の方法

番役・捕役のような社会的地位の低い人々について研究を行う上では、士大夫・官僚層の記した随筆や文集はあまり有用ではない。そこで本研究では、清代の公文書資料(檔案と呼ばれる)を用いることにした。中央政府の公文書資料は、北京の中国第一歴史檔案館、台北の中央研究院歴史語言研究所、国立故宮博物院圖書文献館に所蔵されている。これらの史料は合計で1000万件を超え、現在も整理が行われている。またこれに順天府檔案などの地方檔案をあわせると、その数量はさらに膨大なものとなる。

これら清代の公文書史料の中から、清代の警察、身分制度である良賤制、さらには北京を中心として、個別具体的な犯罪の記録や、関係者の供述書を網羅的に収集していった。特に重視したのは供述書である。その理由は、供述書を用いることで、議論の具体性が増すと判断したためである。これらに加えて、清末民国初期に中国を訪れた日本人の諸記録や、絵画史料である『万寿盛典図』に描かれた兵士の姿、兵士の詰め所、通行を管理するための柵欄の分析も行った。

また漢籍史料の中でも、東京大学東洋文化研究所に所蔵されている仁井田文庫、大木文庫には、法律や制度に関する漢籍が多量に収集されている。これらは上述の文集や随筆とは異なり、本研究にとっても非常に有意義な情報を含むため、これらの資料調査も行った。

さらには、データベースも積極的に活用した。近年、中国基本古籍庫(先秦から清末まで、17億字のテキストを収録。全文検索や、画像データとの照合も可能)や方志庫(地方

誌だけを網羅的に集めたデータベース)などの大型データベースが中国で作られ、販売されている。これら大型データベースを用いることで、史料調査や事項確認の時間を節約でき、効果的かつ今までよりもさらに網羅的な研究が可能となる。

以上を整理すると、本研究の方法は、清代の公文書史料を主とし、法律や制度に関する漢籍、清末民国初期の諸記録、絵画史料を従として補足的に用い、さらにはデータベースを利用して効率化をはかるといえる。

4. 研究成果

史料調査に関しては、想定以上に進めることができた。北京の中国第一歴史檔案館、台北の中央研究院歴史語言研究所、国立故宮博物院図書文献館での史料調査は、想定していた以上の成果があった。現在も史料整理が行われており、関連する全ての史料を網羅的に集めたとは言い切れないが、番役・捕役が摘発した各種の事件記録を集められたこと、また逆に番役・捕役が摘発された事件の記録(犯罪者との結託といった不正に関する事件の記録)を集められたことは、本研究を進めていくための確固たる基盤となった。また近代史研究所で閲覧することのできた順天府檔案のなかには、捕り手である捕役に直接出された各種の命令文書が残されていた。こうした史料からは、非常に煩雑な文書の作成によって成り立っていた当時の警察行政の実態を理解することができた。警察行政と煩雑な文書作成との関連は先行研究でも既に指摘されていたことではあるが、具体的な史料を通して感覚的に把握できたのは非常に大きな成果であった。また絵画史料である『万寿盛典図』を読み解くことで、清代北京の細部のイメージがおぼろげながらつかめた。

こうした史料を用いて考察を進めた結果、番役・捕役の具体的な活動実態と身分制との関連、番役・捕役の活動から見てくる清朝統治のあり方について、一定の知見を得た。以下、その内容を具体的に述べていく。まず番役・捕役の具体的な人数と、彼ら慢性的な人手不足と業務過多に陥っていたことを明らかにした。番役の定員は40名であったが、嘉慶帝から賤業認定を受けたことによって、志願者数が減少し、最終的には定員を大きく下回っていた。また捕役は、逮捕業務だけでなく科挙試験の時の見回りや、役所間の文書送付など雑多な職務を抱えていた。そのため彼らは、捜査のために私的な協力者を用いざるを得なかった。「眼線」とも呼ばれる協力者は、まさに捕り手の耳目となって情報を提供していたのであるが、清朝政府は犯罪の温床になっているとして、しばしば綱紀肅正を命じている(この点は、他の行政について

も共通するものであり、非常に興味深い)。特に嘉慶(1796-1820)・道光(1821-1850)年間になると、北京の治安悪化が問題視されてくる。その中で、従来から慣習的であった番役・捕役と私的協力者との関係性は、警察業務が崩壊してしまった原因であるとして、厳しく指弾されるようになる。ただし清朝はもともと、18世紀に雍正帝が「捕役は賊を利用して盗人を捕らえているのだ」と明言したように、現場で取り結ばれる、捕り手と犯罪者との私的結合を利用して、治安維持を行う体制を取っていた。現場で必要な関係性に依拠して、治安維持を行おうとする姿勢は、ある意味では不必要な介入をすることなく(ただし自由放任を意味するものではない)、現実的に治安維持を実現しようとするものといえる。雍正帝の指摘は、多少の不正には目をつぶり、しっかりと手綱を握って調整しながら、全体としての治安の安定を目指そうとする現実主義的なものと理解できるだろう。これがうまく機能しているあいだは、柔軟な対応によって統治を成功させていたと評価できるかもしれない。しかし、体制のなかに自然発生的に生じる現場の関係性が、単なる社会的結合というだけでなく、体制そのものとして立ち現れるようになれば、皇帝や政府中枢がどれだけ厳しい言葉で上からの綱紀肅正を命じたとしても、その効果はあがらない。「廢弛」という表現が繰り返し用いられ、危機感ばかりが高められていくことになる。そして治安悪化が問題視されていった結果として、私的結合が問題の源泉として認知されることになったのだといえる。

以上の成果は、既に『史学雑誌』に査読付き論文として発表した。また本研究の成果は、日本史とも一定の類似性を持つため、今後の比較研究の進展が期待できる。今年度、日本史の研究者を中心として組織された研究会で報告し、北京の統治体制や人口に関して有益なコメントをいただく機会も得た。ただし比較研究を深めていくためにも、今年度に研究成果として提示できた以上に緻密な実証研究が求められるであろう。治安維持における兵士の活動にも注目する必要があるし、さらには先行研究でも一定の積み重ねがある徴税請負も視野に入れる必要がある。また本研究では、そもそも何故19世紀になって北京の治安が悪化したのか、十分な回答を出すことができなかった。災害などの要素が関連するのか、貧困層の拡大や経済状況とも関わっているのか。それとも単に政治的なパフォーマンスの影響であるのか、つまりは実態としてはそれ以前と大きく変わっていたわけではないが、問題として取り上げやすく、人々の注目も集められるテーマであるため、官僚が自身の政治的な発言権を強化しようとして取り上げたのか。なぜ19世紀になって北京の治安悪化が問題にされたのか、どのような理由付けが可能かは、次の研究テーマの課題として取り組んでいきたい。

研究者番号：

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

村上正和、清代北京の捕り手 番役・捕役とその社会関係、『史学雑誌』124(11)、査読有、1927 - 1949。

〔学会発表〕(計 1 件)

村上正和、清朝による万寿盛典の举行 描かれた繁栄と演劇利用、東洋文化研究所附属東洋学研究情報センター機関推進プロジェクトシンポジウム「描かれた都 - 北京編」、2015 年 4 月 13 日、東京大学東洋文化研究所(東京都・文京区)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

村上正和 (Murakami Masakazu)

東京大学人文社会系研究科研究員

研究者番号：90736787

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()